

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 1 月 24 日（金）第 585 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 1
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2

公 告

- 宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告（建築課取扱い） 3
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 3
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
志布志市志布志町安楽字田尻3592番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
夢の里	日置市伊集院町 郡二丁目29番地 1	株式会社夢の里	日置市伊集院町 郡二丁目29番地 1	二俣 里香	令和 6 年 8 月 31 日	就労継続 支援 A 型

始良・伊佐地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃 止 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リハケアウイン グあいら	始良市東餅田 1442番地 1	リハケアウイン グ株式会社	曽於市末吉町深 川2459番地 4	野田 秀明	令和 6 年 12 月 5 日	児童発達 支援

始良・伊佐地域振興局告示第 6 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
まっぷ 2 nd	霧島市国分清水 一丁目443－2	特定非営利活動 法人こんぱす	霧島市隼人町住 吉616－1	村岡 伸祥	令和 7 年 1 月 1 日	放課後等 デイサー ビス・保 育所等訪 問支援

始良・伊佐地域振興局告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ワークプレイス ひなた	霧島市隼人町内 山田一丁目 2 番 33号	株式会社ひなた の杜	霧島市隼人町内 山田一丁目 2 番 33号	伊集院義弘	令和 6 年 12 月 31 日	就労継続 支援 A 型

大隅地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

大隅地域振興局長 永野義人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リハビリサポー トセンター	鹿屋市寿七丁目 5 番 3 号中尾ビ ル 1 F	合同会社 P O S T	鹿屋市寿七丁目 5 番 3 号	園田 朋美	令和 7 年 1 月 15 日	自立訓練 (機能訓 練)

公 告

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和 7 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所 在地	免許年月 日	免許証番号
株式会社明伸	若松 隆	鹿児島市下伊敷一 丁目 2 番 19 号	令和 3 年 3 月 31 日	鹿児島県知事（2） 第 6061 号

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 7 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（紙・文房具・事務用機器類）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年1月24日から同年2月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和8年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年1月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

複写機用再生紙（A4判） 9式（詳細は、入札説明書による。）

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を令和7年2月25日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格

審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A 4 版）1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 3 月 6 日午前 11 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 3 月 6 日午後 1 時 30 分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ㄱ) 交付場所 (2)に同じ。

(ㄴ) 交付期限 令和 7 年 2 月 25 日午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説

明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size:9Sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 6 March 2025

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099-286-5643